

## 第4章 事例研究

---

## 1 事例研究の概要

事例研究では、学校の課題を明らかにし、今後の対応策を検討するためにいじめを理由に命を絶った裁判事例、いじめによる自殺の訴訟での和解条項及び教育委員会の取組事例、東京都の事例、都内公立学校（管理職）からの聞き取りの事例を分析した。また、児童・生徒のいじめに対する意識などの実態を把握するために、臨床心理士が児童・生徒に対して聞き取り調査を行った。

なお、本研究では、いじめを理由に自殺に至った事案を「深刻な事態に至った事例」とした。

### ■ いじめの事例の分析

- 深刻な事態に至った事例（裁判事例、和解に至った事例、東京都の事例）
- 都内公立学校（管理職）からの聞き取りの事例

### ■ 臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査の分析

## ● 事例研究の内容

	内容	目的	方法
深刻な事態に至った事例の分析	裁判事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の安全配慮義務違反に関する内容を中心に判決文を分析</li> <li>○「学校は、どのように対応するべきだったのか」という視点から判決文を分析</li> </ul>	裁判の判決文からの分析
	和解に至った事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和解条項の内容</li> <li>○教育委員会の取組</li> </ul>	教育委員会への聞き取り
	東京都の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事例の概要</li> <li>○事例からの課題の整理</li> <li>○教育委員会の取組</li> </ul>	当該教育委員会のいじめ調査報告書からの分析

内容	目的	方法	対象
都内公立学校 (管理職) からの聞き取りの事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの態様</li> <li>○学校としての実際の対応や指導</li> <li>○連絡体制(内部・外部)等</li> <li>○その後の取組</li> </ul>	指導主事による管理職への聞き取り調査	都内公立 小学校 7校 中学校 6校 都立学校 3校
臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校生活の様子</li> <li>○いじめられた経験</li> <li>○いじめの態様</li> <li>○いじめられたときの気持ち</li> <li>○いじめに関する相談経験</li> <li>○相談したか否か及びその理由</li> <li>○相談した人</li> <li>○相談した人以外に相談しない理由</li> <li>○相談したときの感想</li> <li>○いじめを発見したときの行動(対応)やその理由等について</li> <li>○いじめた経験</li> <li>○いじめたときの気持ち</li> </ul>	臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査	小学校 (50名) 中学校 (25名) 高等学校 (14名) 特別支援学校 (18名) 合計 107名

## 2 いじめの事例分析

### (1) 深刻な事態に至った事例

#### ①裁判事例

##### 【事例の概要】

当該生徒は中学校2年生で、転入した当初から複数生徒によるからかいを受けていた。その後、机を廊下に出されたり、教科書を捨てられたり、青あざを付けられるほどの暴力を振るわれたりしていた。

いじめが始まって3か月後の7月には、机、教科書にマーガリンを付けられるいじめが発生し、その日の夕刻に自らの命を絶った。

##### 【本判決の要旨（一部要約）】

- 担任教諭は被害生徒が転校生でいじめの対象になる可能性があることをあらかじめ承知していた上、現にその後、被害生徒をめぐるトラブルが継続的に多発していたことを把握、認識していたもので、その中には本件いじめ行為のようにいじめと認識すべきものが少なからず存在しており、（中略）元々いじめの対象となりやすい生徒である被害生徒が現に複数の生徒からいじめられているものと認識して対応すべきであった。
- 担任教諭は、続発するトラブル、いじめを個別的、偶発的でお互い様のような面があるとのみ捉え、その都度、双方に謝罪させたり握手させたりすることによって仲直りをすることができ、十分指導を尽くしたものと軽信したために、より強力な指導監督措置を講じることを怠り、本件自殺という重大な事故の発生を阻止できなかつたものと認められる。
- 当該生徒を「生徒指導上配慮を要する生徒」としながら、教諭が把握していた多数のトラブル、いじめの事実ですら、本件自殺後に至るまで校長らにおいて報告を受けておらず、同校長らにおいて報告を求めることもせず、その後当該中学校全体としての具体的な対策を全く行わなかつた。

##### 【本事例における考察】

- ・管理職は、「転入前の学校でいじめを受けていた」との保護者からの申告を受けて、明確な方針を立て、転入後の様子を組織的に注意深く見守っていく必要があった。
- ・担任は被害生徒へのいじめを偶発的でお互い様のような面があるとのみ捉え、個別対応で十分であると事態を軽視していたが、いじめが継続的に行われていることを前提とした指導をすべきであった。

### 【事例の概要】

当該生徒に対し、中学校2年生から部活動のグループや同級生からの暴行や金銭強要が繰り返し行われていた。担任教諭は加害生徒に対して、注意を促す、握手をさせるなどの形式的な指導を行うだけであった。3年生になり、欠席や遅刻等の増加があったが、担任のみで対応し、家庭訪問等がされていなかった。

9月になり、集団で暴行を受けた後で学校を無断で欠席したことで、被害生徒の保護者が暴行の事実を知り、加害生徒とその保護者との話し合いがもたれた。次の日も学校を休み、自らの命を絶った。

### 【本判決の要旨（一部要約）】

- 2年生時の担任は、他の教員から被害生徒が喧嘩や万引きの強要、暴行の被害を受けていることを聞きつけ、被害生徒宅を家庭訪問し、被害生徒に3年生から喧嘩や万引きを強要されていないか尋ねた。その際、被害生徒は当初は渋っていたが加害生徒の名前を出し、被害事実を申告した。しかし、担任はその後、特にこの件について個別に対応しなかった。
- 保護者は3年生時の担任に対し、加害生徒から被害生徒宛てに頻繁に呼出しの電話がかかってくるが、被害生徒が嫌がっていると相談した。（中略）担任は、加害生徒に被害生徒らを近付けないようにと話すにとどまり、その後、特に関係生徒から事情を聴取するなどの個別の対応を取らなかった。
- 遅くとも被害生徒が3年生1学期の6月ころには、被害生徒が加害生徒らから暴行等を受けていた兆候があり、教員らは、被害生徒が暴行を受けていたことを予見可能だったというべきである。しかるに、教員らは加害生徒らの被害生徒に対する暴行等の兆候を見過し、被害生徒の自殺までの間、速やかにその実態を調査し、事実関係の把握に努め、加害生徒らに対し、適切な指導を行っていないから、被害生徒の生命や身体等の安全を確保する義務を怠った過失があるというべきである。
- 被害生徒は、9月に入り、無断で欠席したが、担任から保護者宛てに、被害生徒の無断欠席について、何も連絡がなかった。

### 【本事例における考察】

- ・様々な情報や生徒の様子から、いじめの兆候を察知できたのであるから、いじめの実態を調査するなどの情報収集をすべきであった。
- ・日常的な暴力行為や金銭の強要があったため、警察等の関係機関と連携して、加害生徒に対して毅然とした指導を行う必要があった。
- ・被害生徒の保護者から加害生徒についての相談を受けていたので、暴行などが起きていないかどうかを注意深く見守り、無断欠席が続いたときには家庭と連絡を取り合うなど、学校と家庭の連携を図る必要があった。

### 【事例の概要】

当該生徒は中学校2年生のときから、同級生に金銭の強要を繰り返しされていた。その都度強要した生徒への指導は行われたが、中学校3年生になっても繰り返された。当該生徒は金銭を持ってこないと暴力も受けるようになった。

当該生徒は窃盗を繰り返したが、その理由が金銭を強要されてのことであった。学校側は事実をつかんだが窃盗に対する本人への説諭のみ行った。その後、生徒は家出をし、自らの命を絶った。

### 【本判決の要旨(一部要約)】

- 生徒らは、教師らの指導について、加害生徒ら問題行動のある生徒に対してそれが表面化した都度、一応注意をするものの、指導が弱く逃げ腰で頼りにならないものと感じていた。そのため、生徒たちは、教師らに加害生徒の被害生徒らに対する加害行為を告げても仕方がないし、かえって告げたことにより被害生徒らや更には自分自身まで加害生徒から暴力を受けることになるのではないかと怖れ、これらの事実を教師らに進んで告げることは殆どなかった。
- 被害生徒は、2年生のころまでは、教師に事実を告げて、相談したことでもあったが、教師らが将来にわたって加害生徒の暴力等を根絶する有効な措置を取らず、かえって酷い暴力を受けたため、その後は、教師らから尋ねられても加害生徒から受けた暴行や金銭強要の事実を話さないようになっていった。
- 被害生徒は以前にも同様の非行を繰り返していたことを告白すると共に、それが加害生徒の金銭強要に端を発していたことも告げたのである。(中略)被害生徒の訴えを受けた**生活指導主任教諭**は、担任教諭や校長に対して、教室荒らしの動機として述べた加害生徒の金銭強要という重大な事実を告げなかつた。校長らも単なる教室荒らしとして捉らえることとなり、被害生徒に対して説諭し、保護者を呼んで被害金品を弁償させることを被害生徒に承知させるというような対応をするに止まつた。このような学校側の対応は、いわば**被害生徒の必死の訴えを踏みにじる**ようなものであったと言わざるをえない。

### 【本事例における考察】

- ・周囲の生徒は、教員の表面的な指導を見て、自分自身が暴力を受けることを恐れ、いじめの事実を告げていなかったことから、周囲の生徒がいじめの事実を告げても暴力を受けることにならないような適切な指導を行う必要がある。
- ・2年生のときに教員に相談していたが、かえって酷い暴力を受けたため、その後は、教員らから尋ねられても暴行や金銭強要の事実を話さないようにになっていったことから、相談したことでの被害が及ばないように当該生徒を守る必要があった。
- ・被害生徒からの訴えを聞いた教員が、直ちに校長や担任に伝えていたら、学校側の認識を深める機会となっていた。

## ②和解に至った事例

### 【事例の概要】

小学校6年生の女子児童が7通の遺書を残して自らの命を絶った。

当該教育委員会の調査によると、仲間はずし、言葉によるいじめと考えられる出来事が、遺書の中のいじめと考えられる記述と密接に関係しており、児童の間で行われた「仲間はずし」の積み重ねが、当該女子児童には耐えがたいものであったと最終的に判断している。当該児童の遺族が同級生の児童や保護者、担任教諭への聞き取りを行った内容には、教育委員会が確認したもの以外にも、「気持ち悪い（きもい）」等の言葉や仲間はずしなどによる当該女子児童へのいじめに、多数の児童が加わっていた状況が挙げられている。

### 【提示される課題】

- いじめられている子供が、周囲の大人に打ち明けられずに、又は、打ち明けても十分な対応がなされずに、一人で悩み・苦しんでいた状況があったと考えられる。
- いじめている子供が、いじめている時点で、その行為の重大さ、いじめられる側が感じている深刻さに気付いていない。
- 教員間に、いじめ問題への認識が十分に浸透しておらず、日常的な指導や、いじめの把握、いじめ発生時の対応等に適切さを欠くケース等もしている。
- いじめの問題への対応が、学級担任等の個々の教員のみに委ねられ、学校全体としての組織的な対応がなされていなかった。
- 家庭に対し、必要な情報提供がなされず、保護者等との連携による適切な対応ができなかった。
- 教育委員会が学校の実情を把握し、適切な支援を行う体制が機能しなかった。
- 自殺という最悪の事態に至った後に迅速な事実解明がなされず、保護者、関係者等に対しても、適切な説明がなされなかつたケースがある。

### ○和解条項（①から⑩番のうち④、⑤、⑥番のみ掲載）

- ④ 被告は、本件を教訓として、今後、本件と同様の事件について、市町村に対し、真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査などを行う。また、被害者及びその親族の意見を聴く機会を設けるよう、指導すること。
- ⑤ 被告は、今後、本件と同種の事件について、真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査などを行うこと。また、被害者及びその親族の意見を聴く機会を設けること。
- ⑥ 被告は、本件と同様の事件の再発防止のため、本件和解調書の写しを市町村教育委員会に送付すること。また、同教育委員会に対し、本件和解の内容を教職員に周知徹底するよう指導すること。



### 教育委員会の主な取組

- 「心の教育推進プラン」として、市民全体で再生していく基本方針を定めた。
- 外部講師による年2回のカウンセリング研修会の実施、いじめ早期発見・早期対応等を図る校内体制に関する「いじめ問題指導マニュアル」を作成した。
- いじめ相談電話の設置、いじめ相談メールの開設、年間2回のいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーの独自採用・配置、全校への教育相談員の配置、小学校4年生までの35人学級の導入、通級指導教室の開設等を行った。

### ③東京都の事例

#### 【事例の概要】

中学校の生徒が同級生、同学年の生徒からのいじめにより自らの命を絶った。中学校1年生の4月から男子生徒に対するいじめが始まった。当初は「からかい」だったが、しだいに、特定の生徒による暴力が始まり、身体的な攻撃、言葉による暴力もあった。いじめに加わる者は同級生が大半であったが、他学級の生徒も加わっていた。また、多くの傍観者がいた。

9月になっても、特定の生徒による身体的な攻撃が継続したと同時に周辺の生徒による「〇〇菌」、「きもい」などの言葉によるいじめが増加し、「排除・無視・軽視」の雰囲気を学級及び他学級に醸成させた。部活動の中でも同じ学年の生徒によるいじめがあった。生徒をいじめる状況は学級を中心にして広範囲に広がり、継続していた。

#### 【本事例の課題】（当該教育委員会のいじめ調査報告書からの分析）

##### ア 校内体制の課題

- ・担任は、当該生徒からの訴えに対しても「このくらい大丈夫だろう」と考え、いじめを見逃してしまうなど、いじめに対する認識は極めて低かった。
- ・加害生徒から何度も暴力を受けていることにも一切気付かず、ものが壊されることについて、再度の訴えがないことによりいじめは解消したと考えるなど、いじめへの対応を形式的に行ってはいたと指摘せざるを得ない。
- ・同学年の他の教員も、見かけていたり、なんとなく嫌な雰囲気を感じていたりしていながら、学年会で報告することはなかった。そのため、学年会において、一つ一つの行為を結び付けて考えてみたり、行為の意味について深く掘り下げたりすることができなかった。
- ・学年主任に運営が委ねられている部分が多く、管理職が学年運営に口を出せない当該校の状況があった。何かあれば報告してくると考え、学年の経営方針に対し管理職から指導することもなかった。実際は管理職への事後報告が多く、場合によってはその事後報告さえないこともあった。

##### イ 教員の課題

- ・ほとんどの教員が本事案をいじめとして認識していなかったなど、学校全体のいじめに対する認識の低さがうかがえる。今回、聞き取りをした多くの教員は当該生徒を「いじられキャラ」として軽く考えており、「そこにいじめの芽があるのではないか」といった捉え方ができていなかった。
- ・当該校では、「うざい」、「きもい」、「死ね」などを日常的に使っている生徒の実態があるが、今どきの子供にとっては、当たり前という感覚が教員にはあった。

##### ウ その他の課題

- ・生徒からの聞き取りでは、当該生徒は小学校時代もいじめられていたとある。しかし、小学校からの聞き取りでは、その点の情報は一切なく、中学校の教員は今回の事案が発生するまで全く知らなかった。小学校のスクールカウンセラー等も当該生徒のことをほとんど把握しておらず、いじめに関して特別な配慮を要する生徒であるという認識がなかった。



#### 教育委員会の主な取組

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ○いじめ問題対策チームの設置及び体制整備 | ○学校検証委員会の設置と関係機関等の連携 |
| ○スクールソーシャルワーカーの配置    | ○目安箱の設置とホットラインの充実    |
| ○学級アセスメントの実施         | ○生徒会の活性化             |
|                      | ○いじめ根絶宣言の周知          |

## (2) 都内公立学校（管理職）からの聞き取りの事例

	事例の概要	○対応のよい点●問題点として見えてきたこと	
ア	いじめのアンケートにより早期発見・早期対応した事例	小学校 第4学年 女子	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アンケート結果を受けて、すぐに児童から話を聞くなどの迅速な対応を行い、いじめに対する初期の対応方法が明確になっており、組織的に対応している。</li> <li>○ いじめ解消後も、定期的・継続的にアンケートを実施するなど、再発防止に取り組んだ。この事例では、相手の悪かったところを聞き取り、それを自分の行動の振り返りに結び付けている。どのように行動すればよいかを考えさせることは、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、今後のいじめの予防につながると考えられる。</li> </ul>
イ	生徒のいじめへの理解が十分でなく、いじめが継続して行われていた事例	中学校 第3学年 男子	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加害生徒がいじめへの正しい理解がなかったために、ふざけていたことがエスカレートして、本件が起こっている。生徒には、いじめへの正しい理解と法的責任が生じる問題であることを指導する必要がある。</li> <li>● いじめにつながる行為を抑制できる力を身に付けさせる必要がある。</li> <li>● 暴行事件が起こるまで被害生徒がいじめられていることに気が付かず「ふざけ」と捉えていたため、対応が遅れた。</li> </ul>
	教育委員会と連携して解決を目指した事例	小学校 第6学年 男子	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校が、教育委員会に特別な支援を要する児童に対しての支援を相談するなどの連携をしたことにより、支援員や学級経営補助員の派遣を受け、いじめ解消に活用することができた。</li> <li>○ いじめについて、学校が積極的に教育委員会に報告・相談して、早期解決の支援を受けることができた。</li> </ul>
	相談の対応が遅れた事例	小学校 第4学年 女子	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 双方の保護者を学校に呼び、お互いの主張や今後についての話合いをもち、校長・副校長・生活指導主任・担任が出席し、組織的に対応している。</li> <li>● 児童からの「保護者に心配をかけたくないから知らせないでほしい。」という希望を受け入れたため、保護者への連絡が遅れた。</li> <li>● 児童の気になる言動に対しては、学校は、保護者と細やかに連絡・連携を図る必要があった。</li> <li>● 加害児童の保護者に対しても同様に、日頃からの連絡・連携が必要であった。</li> </ul>
	いじめを行った生徒が自主的活動を行った事例	中学校 第2学年 男子	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒が反省の行動を自主的に考え、あいさつ運動や清掃活動を通して、自分たちの行動を振り返る機会になったと考える。</li> <li>● 部活動での嫌がらせ等を部活動の顧問や外部指導員は気付いていなかった。</li> <li>● 部活動以外の嫌がらせ等にも担任は気付かなかった。</li> </ul>

## ア いじめのアンケートにより早期発見・早期対応した事例 【小学校第4学年女子】

### 【事例の概要】

第4学年女子児童A、B、Cの3名は同じ学級の仲のよいグループであった。しかし、Aが、Bと仲良くしていたCの悪口を言ったことがきっかけで、BとCが、Aを仲間外れにするようになった。

6月に学校独自に行なったいじめアンケートを通して、前述のいじめが発覚した。BとCからきつい言葉で非難されていたAは傷付いており、学校に行きたくないとのことであった。担任は、いじめの事実を管理職等に報告した後、3人の保護者に連絡をして状況や対応について報告した。

また、児童一人一人に対して、自分の行為の改善点を自覚させつつ、3人の和解を図った。11月に実施したアンケートでは、「いじめはない」との結果であった。

### ●学校の対応●

#### 【いじめの問題の解決に向けた対応】

- ・A、B、Cの児童一人一人から聞き取りを行い、事実を確認した。
- ・担任は児童一人一人に自分の行為の改善点を自覚させて、3人の和解を図り、その後も様子を丁寧に観察した。7月には、仲良く関わる様子が見られた。

#### 【保護者との連携】

- ・児童3人の保護者に連絡し、本件について報告を行った。
- ・Aの保護者に対しては、学校で事実関係を把握していること、また、児童B、Cに指導を行っていることなどを報告し安心してもらうと同時に、児童Aの反省点について、家庭で助言をしてもらうように依頼を行った。
- ・夏季休業中の個人面談で、各児童のその後の家庭での様子を把握するとともに、学校での様子を伝えた。

#### 【教員間の連携】

- ・担任はアンケートの内容を生活指導主任、副校長に報告した。
- ・生活指導主任、副校長は、担任や学年の教員と話し合う機会を設け、対応方法の検討を行った。

### ●本事例に対する考察●

- ・アンケート結果を受けて、すぐに児童から話を聞くなどの迅速な対応を行い、いじめに対する初期の対応方法が明確になっており、組織的に対応している。
- ・いじめ解消後も、定期的・継続的にアンケートを実施するなど再発防止に取り組んだ。この事例では、相手の悪かったところを聞き取りつつ、それを自分の行動の振り返りに結び付けている。どのように行動すればよいかを考えさせることは、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、今後のいじめの予防につながると考えられる。

**イ 生徒のいじめへの理解が十分でなく、いじめが継続して行われていた事例** 【中学校第3学年男子】

**【事例の概要】**

生徒Aが生徒5人から暴行を受け、近くにいた教員が制止した。連絡を受けた生活指導主任は、生徒Aに事情を聞いた。上記以外にも、脅される、カードを盗まれる等のいじめがあつたことが分かった。

担任は生徒5人に話を聞いたが「からかっていただけ」と反省していない様子が見られた。生活指導主任と学年主任は、相手の立場に立って考えるよう指導し、生徒Aに対して謝罪させたが、理解していない様子が見られた。さらに、相手の気持ちを考えて行動する重要性といじめに関する正しい認識と法的責任が問われる問題であることを指導した。

担任は、Aの保護者に本件の概要と生徒5人への指導の経過を説明し、生徒5人の保護者にも連絡した。校長、生活指導主任が家庭訪問を行い、生徒Aの保護者に対して、今後も生徒Aを見守り、いじめへの対応を継続的に行っていくことを伝えた。

**●学校の対応●**

**【いじめの問題の解決に向けた対応】**

- ・学年集会で、いじめの事実を伝え、人の命の大切さ、人の気持ちが分かるように心の指導、いじめに関する法的責任に関する指導を行った。

**【保護者との連携】**

- ・家庭訪問時に、生徒Aの保護者は「今度危害を加えたら警察に被害届を出す。」と訴えた。校長から、学校で今後も注意深く見ていくこと、家庭での様子を伝えてほしいこと等を伝えた。保護者へは学校側から随時、様子を報告することを伝え、保護者からもAの様子を知らせてもらうようにした。

**【教員間の連携】**

- ・生徒Aの様子を教員全員で気を付け、何か起きたらすぐにその場で指導し、内容を担任や学年主任、管理職へ報告することとした。
- ・週1回の生活指導部会で、不登校生徒の現状や学年で起きたことを報告し合うことにした。また、朝の打合せ時に生活指導上、早く対応しなければならない事故を報告する場を設定した。
- ・事故報告の流れは、担任・顧問等→学年会→生活指導部会→管理職と設定し、漏れなく直ちに伝わるように共通理解を図った。

**●本事例に対する考察●**

- ・本件は、生徒がいじめへの正しい理解がなかつたために、ふざけていたことがエスカレートして起こっている。生徒には、いじめへの正しい理解と法的責任が生じる問題であることを指導する必要がある。
- ・いじめにつながる行為を抑制できる力を生徒に身に付けさせる必要がある。
- ・暴行事件が起こるまでAがいじめられていることに気が付かず、「ふざけ」と捉えていたため対応が遅れた。
- ・休み時間などは、生徒の様子を把握するために、複数の教員による観察が必要である。

### 3 臨床心理士による聞き取り調査の分析

#### (1) いじめられた経験の相談について

いじめられたことを相談した  
相手及び内容について

相談する相手は「母親」が多く、  
「担任」、「友達」と続いた。

- 自分の身近な人物に相談すると考えられることから、相談したいと思ったときに相談できるように、日頃からの人間関係を良好なものにする。
- 教員は、相談を受けるときの態度や相談に対する助言の在り方など相談に関する技能を身に付けておく必要がある。
- 児童・生徒に、友達からいじめの相談をされたときの対応の仕方などを身に付けさせることが重要である。
- いじめに関する本人からの相談だけでなく、いじめられている兆候を保護者が発見することも少なくない。日頃から家庭と連携を図り、保護者からの情報収集、相談に対する姿勢、相談された時の対応などを啓発する必要がある。
- 特別支援学校での聞き取り調査では、「うざい」、「きもい」、「のろま」といった言葉や、不快に思うあだ名を言われること、鞄や靴を隠されたり、ものを壊されたりなどの暴力行為を受けたりしたことなどがいじめの態様として挙げられた。教員は、障害のある児童・生徒の特性を理解するように努め、障害が原因でいじめが発生することがないよう、周囲の児童・生徒にも障害についての理解を促すなどの指導が必要である。

## (2) いじめられた経験を相談しなかった事例

### いじめられたことを相談しない理由について

いじめられたことを相談しない理由として、「誰にも話したくなかった」、「相談しにくかった」、「相談する相手がいなかった」、「相談する必要がない」、「相談しても無駄である」、「恥ずかしい」などがあった。

- 中学生の中に「我慢すれば済む」、「他の人に迷惑をかけたくない」と答えた生徒がいた。相談しなかった理由に関しての聞き取り調査の結果は、意識調査の結果とほぼ一致していることが分かった。

#### (相談しない理由)

【担任】「先生がみんなに話して、そのことで友達がいなくなると思ったから」、「話が広がってしまうのが嫌だから」など

【スクールカウンセラー】  
「どこにいるのか分からぬ」、「いろいろな人がいて話せない」、「話は聞いてくれそうだが解決策にはならない」、「周囲が気になる」など

【養護教諭】「情報が漏れそう」、「相談しにくい」、「大事になる」など

【家族】「分かってもらえない」、「困らせたくなかった」、「親と不仲である」など

【母親】「母親は忙しい」、「自分のことにあまり関心がない」、「相談するのが面倒だし、言うと話が大きくなる」など

【友達】「陰で言われそうで信用できない」など

- 児童・生徒に、相談してよかったですと思える経験を増やしていく必要がある。

- 学校での相談に関しては、スクールカウンセラー、担任、養護教諭とともに、相談しにくい要因があった。スクールカウンセラーの役割や相談日などの周知とともに、児童・生徒に相談することは恥ずかしいことではないという意識を育て、安心して相談できる環境を整える必要がある。

### 相談できる条件について

「話を聞いてくれる人がいたら相談する」、「助けてくれなくともいいから、自分の考えをまとめる手伝いをしてくれたら相談する」、「話を広げないスクールカウンセラーがいれば相談する」などがあった。

- 相談者の対応の仕方によっては相談すると回答した児童・生徒が多くかった。
- 「アンケートなら書ける」、「よほど悲しいことがあったら相談する」、「自分がもっと活発な性格だったら相談する」、「いかなる状況でも相談しない」などがあった。
- 相談を受ける側の対応、相談方法などを改善することによって、児童・生徒にとって相談しやすい環境を整えることができると考えられる。

### (3) いじめた経験の事例

#### いじめの内容と いじめをした 理由について

「悪口」が最も多く、無視、冷やかし、仲間外れ、からかい等があった。軽くぶつかったり、蹴ったりたいたいたりといった暴力行為等もあった。理由は、「面白かったから」が多い。

- 「軽く」や「ちょっと」、「遊ぶふりをして」というように、**自身の行為を軽く表現する様子**が見られた。
- 授業中にうるさくする子がいて、クラスの全員で注意しているとき、自分も一緒にになって強く言うという内容があった。
- リーダーに言われて、仕方なく無視をしたという内容があった。

#### (いじめをした理由等)

- ・「ふざけていて面白かったから」、「恥ずかしがっている姿が面白かったから」という「面白いから」を理由とする答えが最も多い。
- ・「相手がやってきたから仕返しをした」、「みんながやっていたので流された」、「いろいろしていったから」等もあった。
- ・「授業中うるさくしている子がいて、クラスの全員で静かにするように注意をするが、注意されても直さないから、言われても仕方がないと思う。」などの理由があった。
- ・交換ノートに同級生の悪口を書いていた。書かないと自分も悪口を書かれると思って書き続けた。
- ・リーダーに言われて仕方なくやったが、本当は嫌だった。でも、自分がされる側になるのが怖かった。

#### (いじめていたときの気持ち)

- ・「嫌だった」、「怒りの気持ち」、「面白かった」、「相手が嫌なことをしてこなければやらないのに」、「そんなに相手が嫌だと思っていたことは知らなかった」等があった。

- 児童・生徒が相手の気持ちを考えずに行動していることや自分で善悪の判断をせずに、周りの雰囲気で流されてしまふことが考えられる。いじめ問題への正しい知識といじめは法的責任が生じる問題であることを理解させるとともに、自分の気持ちをコントロールする手段を身に付けさせる必要がある。

### (4) いじめを見た経験の事例

#### いじめを見たときの 行動とその理由

「何もしなかった」が多い。  
何もしなかった理由としては、「自分がいじめられたくないから」が一番多い。

- 小学校では、「注意した」、「先生に言った」と答えた児童は少なく、中学校・高等学校では更に減った。
- 「何もしなかった」理由としては、「怖いから」、「自分がされる側になるのが嫌だから」、「止めると自分がいじめられるから」、「周囲の雰囲気に逆らえないから」等、「自分がいじめられたくないから」と答えた児童・生徒が最も多かった。
- 意識調査でも、「何もしなかった」理由が「関わりをもちたくない」、「自分がいじめられたくない」と回答している児童・生徒が約 80% であることから、聞き取り調査での結果とほぼ一致していると言える。

## 4 事例研究のまとめと提案

### ● 事例研究に見る課題の整理

#### いじめが深刻化した理由

- 児童・生徒がいじめの状況を発信できること
- 教員がいじめの情報を的確に把握できないこと

例) いじめの兆候を発見する方法

… 遅刻、欠席が増加、教室内での友達との関わり方の変化 など

#### 子供

- いじめられている児童・生徒は「被害が悪化するから」、「恥ずかしいから」などの理由から、いじめの事実を誰にも伝えずにいる。
- いじめを見ている児童・生徒は「関わりたくない」、「自分がいじめられたくない」などの理由から、周りの大人に伝えていない。
- いじめている児童・生徒は「面白いからいじめる」、「いじめられるには理由がある」など、相手の気持ちを考えずに自分の気持ちをコントロールできていない。いじめは犯罪につながる行為であるなどのいじめへの正しい理解がなされていない。

#### 教員・学校

- 教員のいじめに対する認識が低く、単なるふざけと捉えてしまう。
- いじめの情報が教員間で共有されずに、いじめを見逃してしまう。
- 学校は情報を的確に把握していない。
- 学校はいじめの情報に基づいて、組織的に解決していない。

### ● 課題解決のための提案

- 教員がいじめに関する認識を深めるとともに、複数の教員で児童・生徒を見ること、児童・生徒がいじめられていることなどを発信しやすい環境をつくっていく。
- 被害を受けた児童・生徒本人だけでなく、周囲の児童・生徒からの情報、児童・生徒にとって身近な保護者、児童・生徒が関わる地域の方からの情報を集める。
- 学校は、情報を適切に把握するとともに、児童・生徒からの発信を確実に受信し、それらの情報に基づいて、解決の方策を導き出していくことが求められる。

#### いじめを深刻化させないための取組

- いじめに関する情報を把握し、対応する体制づくり
- 教員の対応力向上

#### いじめを未然に防ぐための方策

- スクールカウンセラーの活用による相談体制の工夫
- 児童・生徒の健全育成に向けたカリキュラムづくり

